

凝集促進材を使用した肥料について

平成 29 年 11 月 15 日に、凝集促進材を使用した肥料について、届出のみで生産・販売できるようになりました。

これまで、動物の排せつ物の処理に凝集促進材を使用したものを原料とする肥料を生産・販売するためには、「し尿汚泥肥料」や「汚泥発酵肥料」等の普通肥料として農林水産大臣の登録を受けることが必要でしたが、改正されたことにより指定された凝集促進材(※)を使用すれば「堆肥」等の特殊肥料として都道府県知事への届出のみで生産・販売することができることになりました。

(※) 指定された凝集促進材

- ・ ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- ・ ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- ・ ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- ・ ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- ・ ポリアミジン系高分子凝集促進材
- ・ アルミニウム系無機凝集促進材
- ・ 鉄系無機凝集促進材

詳細は別添パンフレット、Q&A をご覧ください。

静岡県良質たい肥生産流通促進協議会
事務局

(公社) 静岡県畜産協会
畜産経営指導課

TEL 054-274-0210

FAX 054-253-3215

改正

平成29年11月15日に改正されました！

**凝集促進材（※）を使用した肥料について、
届出のみで生産・販売できるようになりました**

- これまで、動物の排せつ物の処理に凝集促進材を使用したものを原料とする肥料を生産・販売するためには、「し尿汚泥肥料」や「汚泥発酵肥料」等の普通肥料として農林水産大臣の登録を受けることが必要でした。
- このたび、**指定された凝集促進材（※）**を動物の排せつ物の処理に使用したものを原料とする肥料については、「堆肥」等の特殊肥料として都道府県知事への届出のみで生産・販売できるようになりました。

これまで

動物の排せつ物

+

凝集促進材

を原料とする
もの

「し尿汚泥肥料」
「汚泥発酵肥料」
「焼成汚泥肥料」

普通肥料

(農林水産大臣の登録)

改正後

動物の排せつ物

+

凝集促進材

(指定されたもの(※))

を原料とする
もの

「動物の排せつ物」
「堆肥」
「動物の排せつ物の燃焼灰」

特殊肥料

(都道府県知事への届出)

**(※) 指定された
凝集促進材**

ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
ポリアミジン系高分子凝集促進材
アルミニウム系無機凝集促進材
鉄系無機凝集促進材

⇒届出・登録手続等に係る詳細は次頁を御覧ください。

改正に伴う届出・登録のポイント

Q

今回の制度改正の対象となる肥料はどのようなものですか？

A

指定された凝集促進材（前頁参照）を使用した動物の排せつ物又はこれを原料とする堆肥や動物の排せつ物の燃焼灰です。

Q

動物の排せつ物の処理に凝集促進材を使用したものを原料とする堆肥を生産しようと考えているのですが、特殊肥料の生産の届出はどのように対応したらよいでしょうか。

A

特殊肥料として生産の届出を行う際は、使用している凝集促進材がこのたびの改正で指定された凝集促進材（表面参照）に該当するかどうかを、凝集促進材の製造業者に問い合わせる等により確認してください。なお、届出等の際に都道府県の担当者が、使用している凝集促進材の名称を確認することがあります。

Q

既に「し尿汚泥肥料」等の普通肥料として登録を受けている普通肥料については、どのような対応が必要になりますか。

A

既に「し尿汚泥肥料」等の普通肥料として登録を受けている肥料については、

- 登録の有効期間までは引き続き生産・販売が可能です。ただし、登録の更新はできませんので、登録が失効する2週間前までに特殊肥料としての届出を行ってください。
- すぐに特殊肥料として生産・販売したい場合には、特殊肥料としての届出を行った上で、普通肥料の失効届を提出してください。

詳しくはお住まいの都道府県の担当者に問い合わせてください。

Q

堆肥の原料として畜産農家等から動物の排せつ物を入手しているため、動物の排せつ物の処理に使用している凝集促進材の種類が分かりません。

A

動物の排せつ物の入手先に問い合わせてください。

お問合せ先

（特殊肥料の届出について） 都道府県肥料窓口

（肥料取締法について）

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

// 地方農政局消費・安全部安全管理課

// 北海道農政事務所消費・安全部安全管理課

内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課

問1 今回の公定規格等の改正により、新たに指定された特殊肥料（堆肥等）について、生産・販売することができるのはいつからですか。

（答）

特殊肥料の生産業者の届出については、肥料取締法第22条第1項の規定に基づき2週間前までに、届け出なければならないとされております。

したがって、届出を行った2週間後から生産・販売が可能となります。

問2 今回の公定規格等の改正により、現在登録されている汚泥肥料の一部については公定規格に適合しなくなりますが、この肥料の取扱いはどうなりますか。

（答）

- 1 今回の公定規格の変更により、「し尿汚泥肥料」、「汚泥発酵肥料」及び「混合汚泥複合肥料」において、公定規格に適合しなくなる肥料が生じます。
- 2 これらの肥料については、登録の有効期間までは、普通肥料として生産・販売を行うことは可能ですが、次回の登録の更新はできません。
- 3 このため、登録の有効期間終了後、生産・販売を継続するに当たっては、原則として、特殊肥料として届出を行う必要があります。
- 4 また、特殊肥料として取り扱うこととなる肥料については、登録の有効期間の満了前であっても、登録の失効の届出及び特殊肥料生産業者の届出を提出することにより、特殊肥料としての生産・販売が可能となります。

問3 今回の公定規格等の改正により、新たに指定された特殊肥料（堆肥等）について、有機農産物や特別栽培農産物の生産に使用することは可能でしょうか。

（答）

1 有機農産物の農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）上、有機農産物の生産に使用できる肥料は、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限られています。

今回新たに指定された特殊肥料は、化学的に合成された凝集促進材が使用されているため、有機農産物の生産に使用できる肥料には該当しません。

2 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン上、特別栽培農産物については、その生産に使用する肥料に含まれる化学的に合成された窒素分量が地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学肥料の使用状況）の50%以下であること等が必要です。

今回新たに指定された特殊肥料は、化学的に合成された窒素成分を含まないため、特別栽培農産物の生産に使用しても影響はありません。

都道府県等による特別栽培農産物の認証を受けている方は、今回改正された凝集促進材を使用した肥料が使用可能かどうかについて、認証を受けた都道府県等に確認してください。

3 また、有機農産物の生産に使用できる肥料についての概要及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインについての概要は、下記 URL の「肥料を生産・販売する皆さまへ」を参照してください。

肥料を生産・販売する皆さまへ

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/chirashi.pdf

4 なお、上記に関する御質問は、食料産業局食品製造課までお問合せください。

【お問合せ先】

（肥料取締法について）

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
<ダイヤルイン>03-3502-5968

（有機農産物・特別栽培農産物について）

農林水産省食料産業局食品製造課
<ダイヤルイン>03-6744-2096